

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	「-」	「-」	8.6	「-」
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.0

備考 それぞれの欄において「-」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計区分	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	31.3

備考 それぞれの欄において「-」と表記されている場合は、資金の不足が発生していないことを表す。

○経営健全化が基準以上となった理由

農業集落排水施設調査設計委託業務について地方債を充当する予定であったが、起債協議等手続を行わなかった上に、地方債に代わる財源手当も行わなかったため、資金不足が発生しました。令和4年5月に農業集落排水事業特別会計基金から繰入を行い、資金不足は解消しています。

○今後の対応

資金不足比率が経営健全化基準を超えたため、地方公共団体の財政の健全化に関する法立第23条に基づき当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の健全化のための計画（経営健全化計画）を定めなければならないとありますが令和3年度決算で生じた資金不足額は、農業集落排水事業特別会計基金からの繰入により令和4年度内で解消され、経営健全化基準未滿となることが確実であることから、財政の健全化に関する法律施行令第20条に規定する場合に該当すると判断したため、経営健全化計画の策定は要しません。

健全化判断比率の推移

(単位：%)

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
実質赤字比率	「-」	「-」	「-」	「-」
連結実質赤字比率	「-」	「-」	「-」	「-」
実質公債費比率	8.6	9.4	9.3	8.7
将来負担比率	「-」	「-」	「-」	「-」

資金不足比率の推移

(単位：%)

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
農業集落排水事業特別会計	31.3	「-」	「-」	「-」